

# 農地中間管理事業 活用事例集

～農地を効率利用し、地域の農業を未来へ～



公益社団法人 佐賀県農業公社（農地中間管理機構）



## はじめに

本県においては、農業者の高齢化・減少が進む中、地域における話し合いを通じて担い手の育成や農地の集積・集約化等による効率的な利用を促進していくことが重要となっており、平成26年度から、担い手への農地集積率80%を目標とする「農地中間管理事業」を積極的に推進しています。

これまで5年間（H26～H30）の農地中間管理事業の成果としては、本県の借受・貸付実績が3,000haを超えるなど着実に増加し、担い手への農地集積率は平成29年度実績で北海道に次ぐ全国2位の69.4%となっており、平坦部を多く抱えている市町においては、集積率が9割を超えるなど、ほぼ担い手へ集積されている状況となっています。

しかしながら、中山間地域においては、担い手が少なく集落営農組織等も未整備で農地の集積が進んでいない地域が多いことから、水稲、温州みかん、梨など地域の実情を踏まえ、国、県の中山間振興対策等とも連携を図りながら重点的に取組を推進しているところです。

また、集積率の高い平坦地域においても担い手の農地が分散しており、更なる農地の効率的利用を進めるためには大規模農家と集落営農法人の相互間の交換（シャッフル）による集約化の取組が重要であることから、今後、関係機関・団体と連携し重点的に推進することとしています。

このような中、今回、地域の状況に応じて、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化に取り組まれている最近の事例を取りまとめました。

本事例集が、地域での新たな取組や課題解決など事業推進の一助となれば幸いです。

最後に、事例集の作成にあたり、御協力をいただきました皆様方に厚く御礼申し上げます。

平成31年3月

公益社団法人 佐賀県農業公社  
理事長 御厨 秀樹



# 農地中間管理事業 活用事例集 目次

1	農地の集積から更なる効率化のための集約化（交換分合）へのモデル的な取組【江北町】	P1～P4
2	伊万里梨産地における優良園地の確保・集積の取組【伊万里市 伊万里梨発祥・立川の梨園を守る会】	P5～P9
3	集落営農法人が中山間地域等の農地と農業を守る取組【唐津市（農）佐志】	P10～P12
4	集落営農法人の営農改善に向けた農地の集積・集約化の取組【嬉野市（農）アグリ三新】	P13～P15
5	集落営農組織の法人化に伴う農地の集積・集約化の取組【神崎市（農）城田西ファーム】	P16～P17
6	大規模農家(会社法人)による中山間地域の農業、農地を守る取組【唐津市（株）BMファーム】	P18～P20
7	担い手農家3戸の法人化により地域の農地を守り担い手を確保する取組【武雄市（株）アグリ御船】	P21～P23
8	基山町と連携した企業参入による農業振興の取組【基山町（株）NJアグリサポート】	P24～P25

【参考資料】・農地中間管理事業の実績について  
・農地の貸借の流れ  
・農地中間管理事業の主なメリット

(表紙写真)○左上:杵島郡白石町福富地区  
○左下:鹿島市嘉瀬の浦地区

○右上:佐賀市三瀬地区  
○右下:武雄市東川登地区



# 農地の集積から更なる効率化のための集約化（交換分合）へのモデル的な取組 〔杵島郡江北町〕

## 【江北町の農地集積等の概要】

- 農地面積 1,070 ha (平成30年3月現在)
- 担い手への集積率 92.9% (平成30年3月現在)
- 中間管理事業活用面積 346 ha (平成30年11月現在)
- 農地面積に対する中間管理事業の利用率 32.3%
- 農地の交換分合の実績面積 (H22~H27) 延べ 51 ha

## 【農地集積・集約化の取組経過】

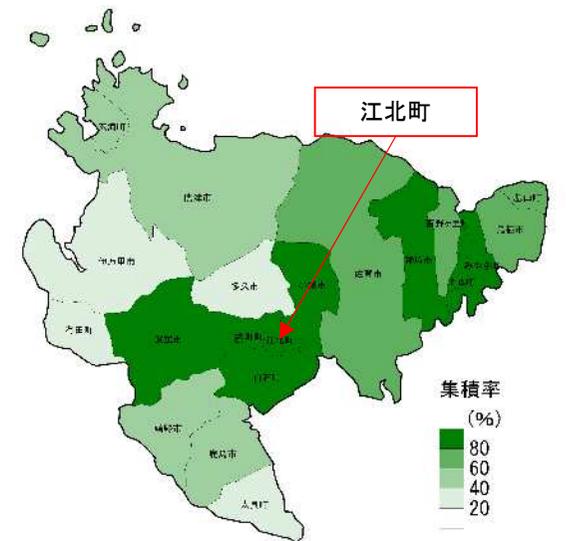
- 平成21年農地法改正を機に農業委員会の体制強化、農地の集積・集約化を推進
- 全農家への農業経営に関する意向調査結果 → 国道等を越えた通作が支障  
⇒ 農業委員会が地図システムを使い大字毎に色分けした農地利用状況図を作成  
⇒ 農業委員及び農業委員協力員が個別訪問、集落座談会で農地交換を提案
- 平成22～24年度 交換により町内6大字の区域を越えて耕作する農地を解消
- 集落営農法人化の話し合いに併せて中間管理事業による利用権設定を推進

## ◆ 農家の声

- 農作業の移動時間が短縮、近隣の耕作地が増え作業の効率化が進んだ。
- 水利と耕作が同じ大字区域内となり水管理や生産調整が容易になった。

## 【農業委員会の推進体制】

- 農業委員13名を中心に、地区毎に任命された農業委員会協力員（24名JA生産組合長）が協力し積極的に推進、委員には大規模農家も任命されている。



《担い手への農地の集積状況》 (H30.3末)



集約化に向けた担い手との意見交換

### 【集約化の取組のポイント、留意点】

- ・ 農業委員と地域の担い手が率先し話し合いながら取り組んでいる
- ・ 集約すべき農地を相対の形で提案し交換分合を進めるほうが集約化の取組は広がる。  
地域全体で集約化を提案し話し合いを進めても、関係農家が多く合意形成が難しい。
- ・ 担い手は集約化による効率化を重視しており、交換面積が多少異なっても交換は可能。
- ・ 地域内は標準的な賃借料が設定されており、受け手が代わっても賃借料は変わらず交換が進め易い。

### 【農地中間管理事業を活用した交換】

- ・ 今後、集落営農法人や大規模農家相互間で農地の交換による集約化、農地利用の再編が不可欠になる。



- ・ 中間管理事業を活用すると、公社と受け手の解約、借受者の変更で利用権の移転ができ簡便で効率的である。農業委員会も意見聴取を行う必要がない。
- ・ 賃料の支払いは公社が全て行い振込手数料は不要なので、集落営農法人や大規模農家に好評。

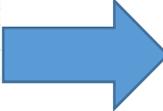
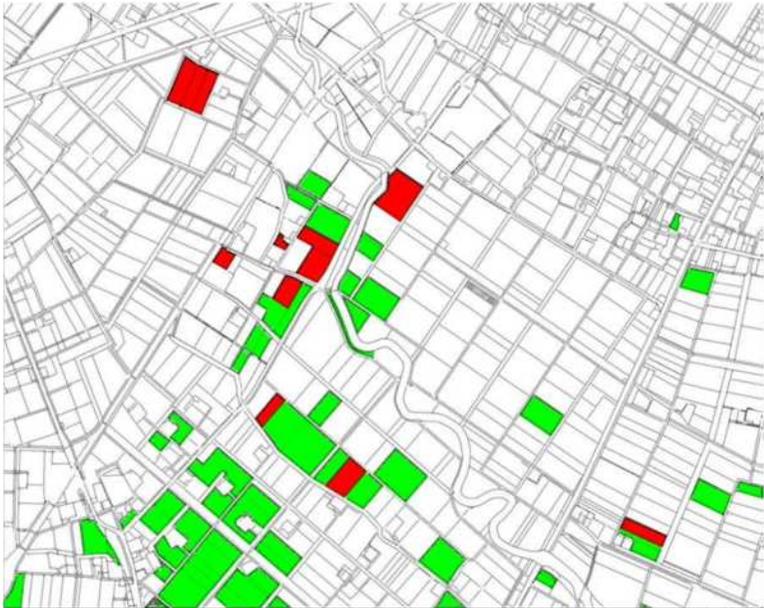
### 【今後の取組】

- ・ 今後は、町全体で更なる農地集約化を進め、隣接圃場との畦畔除去を行い、1区画の面積の拡大に取り組む。
- ・ 県、関係機関・団体と連携し、農作業の更なる効率化とコスト縮減を図るため、中間管理事業を活用した担い手同士の農地の交換、集約化を促進する取り組みを県内のモデル地区として重点的に進めていく。

○新規プロジェクト 「佐賀段階 担い手農地集約化プロジェクト」

江北町下小田地区の交換分合（利用権の交換）の事例

交換前

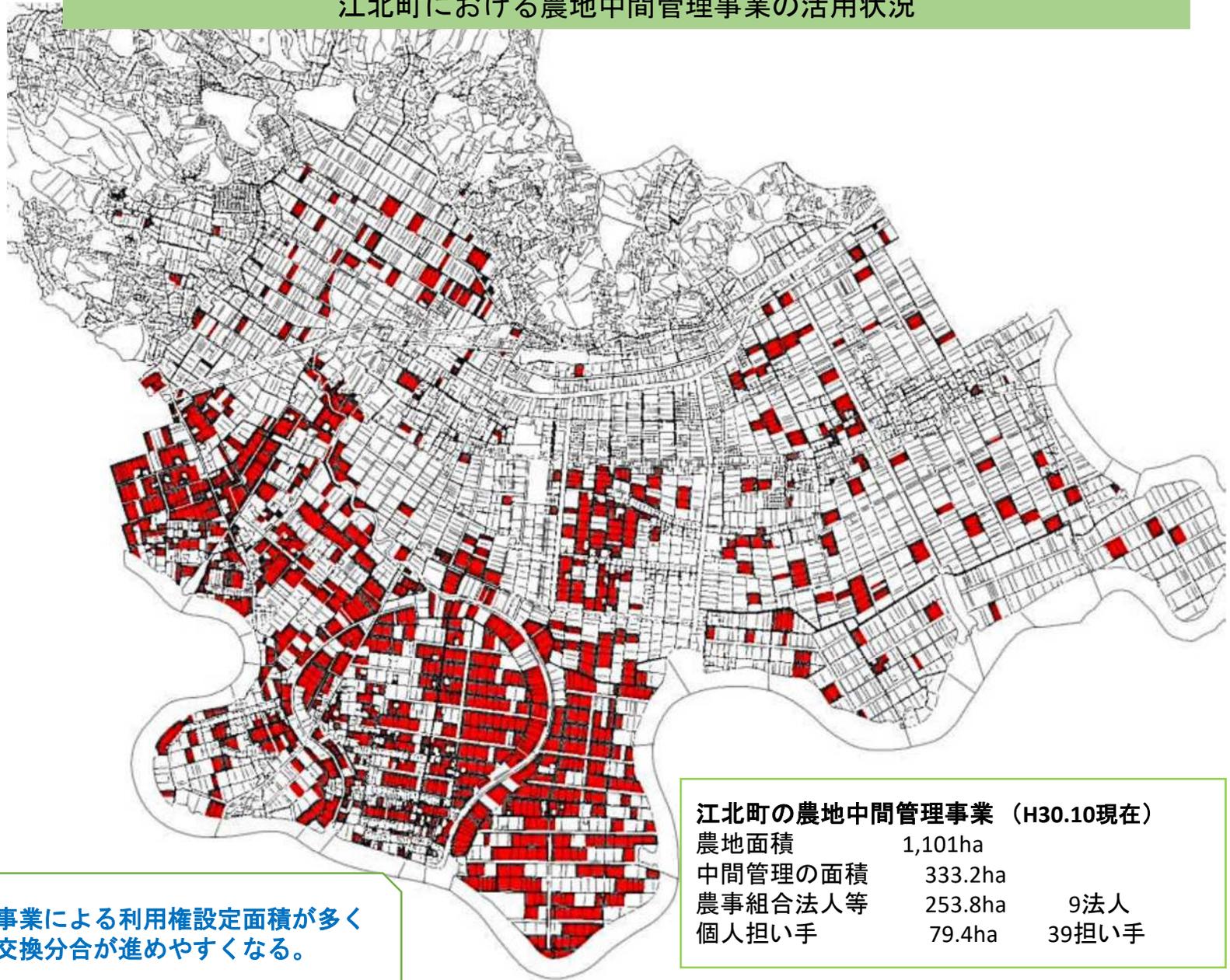


交換後



-  個人担い手（経営面積 5.9ha 交換面積 76a）点在する農地を団地化、耕作の移動がなくなった。
-  集落営農法人（経営面積 37.1ha 交換面積 80a）隣接する農地が拡大した。

## 江北町における農地中間管理事業の活用状況



中間管理事業による利用権設定面積が多くなれば、交換分合が進めやすくなる。

## 伊万里梨産地における優良園地の確保・集積の取組 「伊万里梨発祥・立川の梨園を守る会」 【伊万里市大川町 立川地区】

### 【取組等の概要】

- 中山間地域の特性を活かし、米・果樹・施設園芸を基幹作物とした農業が展開されている。
- ナシの農家戸数、栽培面積が減少する中、担い手確保のための優良園地の確保・流動化や改植等の促進に取り組んでいる。
- 園地流動化は、中間管理事業を活用して、生産をやめて廃園される前に次の耕作者に引き継ぐなど、年次毎の「地区農地流動化計画」を策定し、地域全体で園地を守る取組「地域リレー方式」により流動化が進められている。

### 【取組の経緯】

- 通年 大川・南波多地区の全ナシ園地のマップを作成した。
- H28. 2 ナシ部会研修会で栽培意向調査結果を記載した園地将来マップを提示し産地縮小に対する危機感の共有を図った。
- H28. 4 技連果樹部会・活動メンバーによる検討会を開催し園地流動化への取組の意思統一、危機感の共有を図ると共に、関係機関が連携し作業部会による具体的な推進方策を検討した。
- H28. 8 ナシ・ブドウ部会研修会で園地流動化及び新・改植の取組について説明した。
- H29. 1 伊万里・西松浦地区果樹振興大会を開催後、引き続き、全ての集落で集落座談会を開催し園地流動化の取組等を働きかけた。
- H29. 2 大川町立川地区で熱心なリーダーのもとに「取り組もう！」との話が出る。
- H29. 4 立川地区の役員を中心に園地流動化取組の話合が始まった。
- H29. 12 「伊万里梨発祥立川の梨園を守る会」が設立された。



《担い手への農地の集積状況》 (H30. 3末)



「伊万里梨発祥立川の梨園を守る会」

【事業実施に当たって工夫した点】

- 園地将来マップを作成し産地縮小や耕作放棄地の発生について危機感を共有した。
- 地域ぐるみでナシ園地を守る園地流動化の取組を農家向けに簡潔にまとめた資料、地域リレー方式「地区農地流動化計画」説明資料を作成した。
- 園地流動化等取組の説明は、まず果樹部会研修会及び伊万里地区果樹振興大会で全品目の生産者に説明、更に、市内の全10集落に入って集落座談会を開催した。取り組みの鈍いところも、諦めることなく粘り強く取組を推進した。
- 技連果樹部会の構成機関・団体が役割分担（企画立案、集落調整、機構事業、協力金、改植等推進）しながら園地流動化等の取り組みが周辺地区に拡大するよう支援を継続している。

【周辺地区への波及】

- 平成30年11月、同市南波多町府招地区において、「府招上地区の樹園地を守る会」が農業委員、最適化推進委員の働きかけもあり設立した。

【農地集積・集約化の状況】

- 組織名：「伊万里梨発祥立川の梨園を守る会」（設立 平成29年12月）
- 機構活用面積：18.1ha

【立川の梨園を守る会の農地の利用計画（将来ビジョン）】

区 分	現況（H29）		10年目目標（H39）	
	戸数	面積（ha）	戸数	面積（ha）
担い手	11	12.5	11	14.7
非担い手	13	5.6	4	3.4
合計	24	18.1	15	18.1
<b>担い手の集積率</b>		<b>69%</b>		<b>81%</b>



立川地区の園地流動化等の話し合い

## 地域リレー方式「地区農地流動化計画」説明資料

園地流動化にむけて

**未来にバトンをつなごう！**  
良質な果樹園と優れた技術を残すために

皆さんは誰かからバトンを受け取って、耕作を続けて来られました。これから先、そのバトンを渡すことができなくなったら、農地は荒れていき、皆さんの技術は受け継がれません。

地域を守るため、辞めるときは他の誰かにバトンタッチしてみませんか？

農地中間管理事業はバトンタッチの方法です。これから、2つの方式をご紹介します。

①「個別申出方式」と ②「地域リレー方式」があります

### ①「個別申出方式」

・農地を貸したい方、農地を借りたい方がそれぞれ申出書を農業委員会へ提出されますと「農地中間管理機構（佐賀県農業公社）」が相手を探します。



#### 農地中間管理事業の基本ルール

- ・貸借は「農地中間管理機構（佐賀県農業公社）」を通して行います。（借りた方は公社に賃料を支払い、貸した方は公社から賃料を受け取ります）
- ・貸付期間10年以上（5年可）
- ・未相続の場合は同意書（他市住在の場合は住民票）、戸籍謄本が必要になります。
- ・希望を十分に考慮しますが、貸付決定ルールに基づき配分されます。
- ・申出をされても相手が見つからない場合もあります。
- ・貸借が成立するまでは貸付希望者が農地を管理します。

## ②「地域リレー方式（地域の農用地利用計画による取組）」

地域の園地について、地域の皆さんで話し合う場を作ることで、廃園を減らして優良農地を残す方法です。耕作者の数が少ない場合にも有効です。



- ①地域の団体等（土地改良区など）で園地の地図、農地一覧を見ながら、現在、来年、3年後、10年後、誰にバトンを渡すか話し合います。
- ②計画に参加した園地をすべて機構に預けます。機構は計画に基づいて園地を配分します。

**数年後の耕作者を計画してみる**

地図NO.	所有者年齢	1年目耕作者	3年目耕作者	5年目耕作者	7年目耕作者	10年目耕作者
2	70					廃園
4	70					
12	70					
16	70					
8	66					
10	66					
11	66					新規
13	66					
14	66					新規
15	66					新規
3	82					
6	51					
1	61					廃園
5	61					
7	61					
9	61					

①そのまま自分の農地を耕作する計画をしてもよい

②条件の悪い自分の園地を廃園にし、辞める方の優良農地を借りる計画も考えられる

③耕作者が少ない場合、「今後探す」計画を立てる

④離れた農地を誰かと交換することができる

**（現在）**

機構を活用

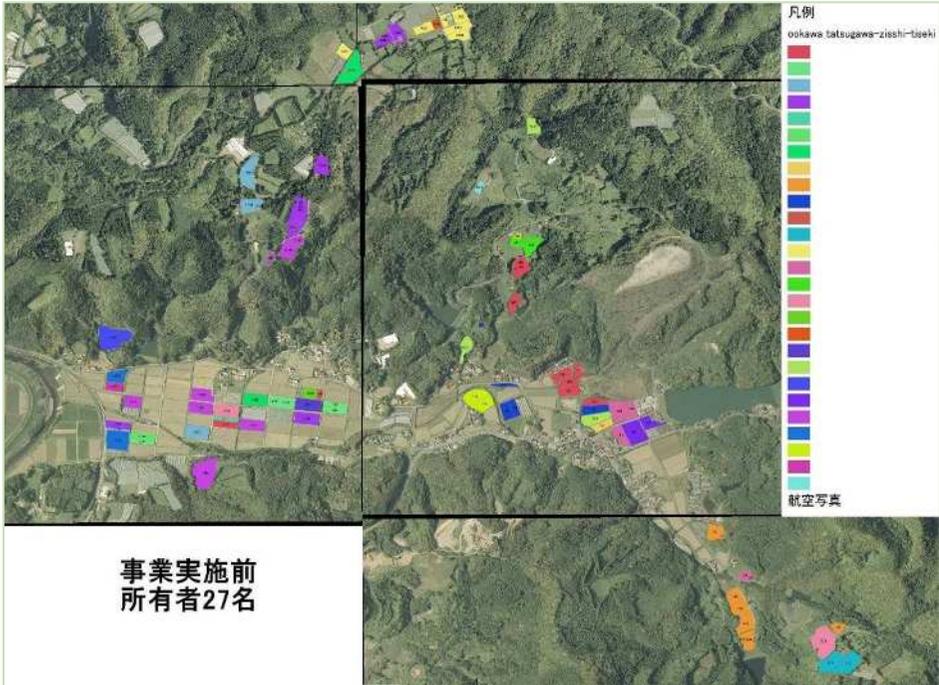
**（初年目）**

この農地がバトンタッチしている

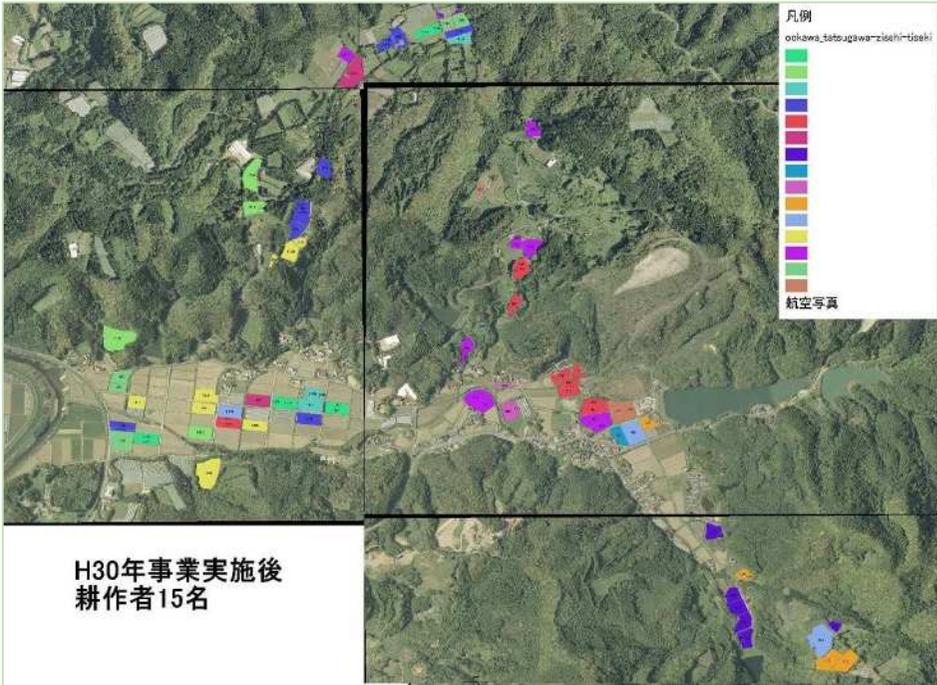
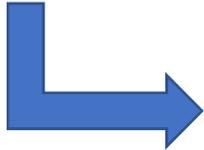
**（10年後）**

やむを得ず廃園する場合は優良農地を残す（ゾーニング）

立川地区 梨園の耕作及び集積状況図



地区農地流動化計画



# 活動体制・役割分担について

## 技連・果樹部会

- ・ 進捗状況の報告、情報共有
- ・ 今後の取組内容の検討

- ・ 中間管理事業関係

伊万里市  
農業委員会

普及セ

- ・ 企画、取りまとめ
- ・ 園地地図の作成

伊万里市

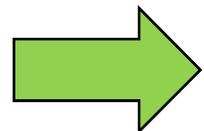
- ・ 協力金関係
- ・ 市単事業の検討  
(流動化・改植)

JA伊万里

- ・ 部会、集落との調整
- ・ 新植、改植推進

農林事務所

- ・ 協力金関係
- ・ 市のサポート



役割分担の明確化とそれぞれが主体的に取り組む体制

## 集落営農法人が中山間地域等の農地と農業を守る取組

### 農事組合法人 佐志〔唐津市 佐志地区〕

#### 【法人の概要】

- 平坦部と一部中山間地域からなり、平坦部では基盤整備事業（H25～H29）により暗渠排水、用排水路整備等が完了している。
- 佐志機械利用組合が発展し平成28年4月27日に（農）佐志が設立された。
- 法人の構成員数 32人 地区内農地面積 61ha
- 法人の経営規模 41ha
- 経営作物（H30） 水稻 35ha、麦 18ha、たまねぎ 1ha
- 中間管理事業による利用権設定面積 48ha（地区内活用率64%）

#### 【農地集積、農地中間管理事業活用の経緯】

（平成28年度）

- 集落営農法人化の話し合いに併せ、唐津市などが旗振り役となって、中間管理事業の説明を行い、農業公社からは法人への農地集積の流れや事務手続き等の支援を行った。
- 農地中間管理機構を通して農地を法人に安心して貸し付けられることや、機構活用のメリットとして、県農林事務所から機構集積協力金の説明を行うことにより中間管理事業の活用が決定した。

（平成30年度）

- 地区の大規模入作者が法人の構成員となり中間管理事業活用による農地の集積が更に進んだ。



《担い手への農地の集積状況》（H30.3末）



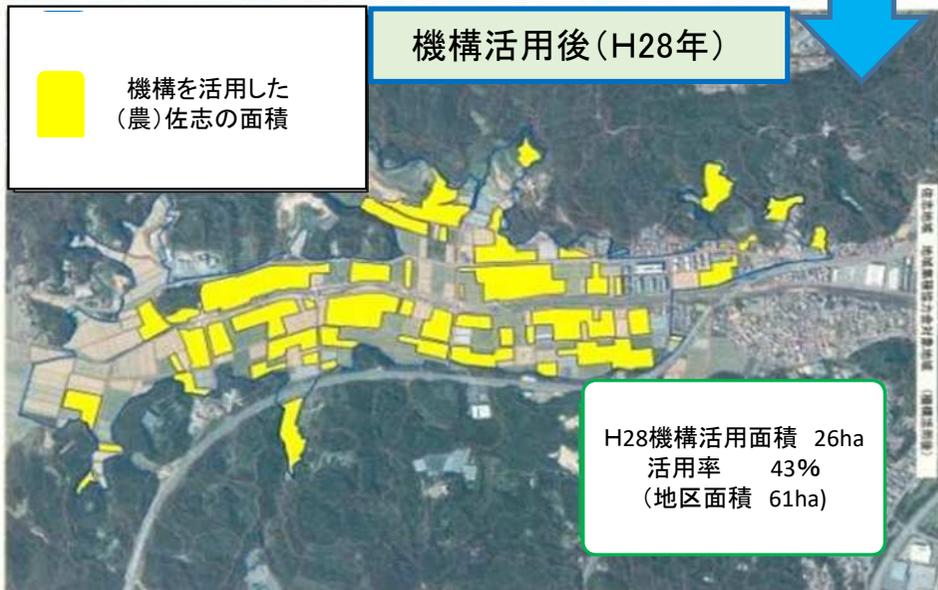
今後の法人運営について話し合い

#### 【事業推進に当たって工夫した点】

- 法人化の話合いに併せて中間管理事業の説明を行い、地権者に相続登記を促すなど積極的に活用を促進した。
- 機構活用のメリット措置として機構集積協力金があることを説明した。
- 市と農業公社が貸借関係書類作成のため作成会を開催し効率化を図った。
- 地区の大規模入作者が新たに法人の構成員として参加したことを受け、関係機関が協力して法人への追加集積を推し進めた。

#### 【今後の取組】

- 法人の設立と中間管理事業の活用により農地の集積が一定の進展を見せ、リタイア後も安心して農地を預けられる体制ができている。
- 今後は、法人内でプール精算方式への移行を図り、実質的な農地の集約化を推し進めることにより、更なる作業の効率化と経営発展に向けて努力していきたい。



## 農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化の状況

### ◆協力金の活用方法

地域集積協力金	【平成28年度】交付額：3,963千円 交付対象面積：26ha 【平成30年度】交付額：1,296千円 交付対象面積：9ha 【協力金活用方法】(農)佐志で共同利用する農業機械の購入に活用
経営転換協力金	
耕作者集積協力金	【平成28年度】交付額：111千円 交付対象面積：1.1ha 交付対象者数：5戸



## 集落営農法人の営農改善に向けた農地の集積・集約化の取組

### 農事組合法人 アグリ三新 〔嬉野市塩田町 三ヶ崎・新村地区〕

#### 【法人の概要】

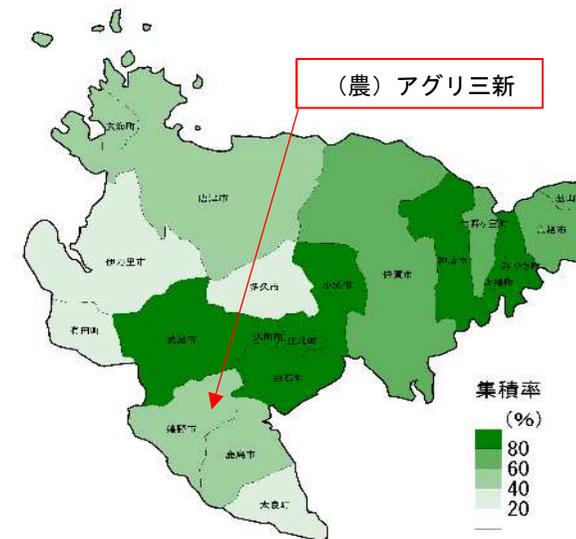
- 設立の経緯：大豆の機械利用組合から平成18年に営農組合へ移行、その後、地域農業の安定化を図るため、平成27年3月25日、農事組合法人アグリ三新が設立された。
- 代表者：代表理事 犬尾福次 ・ 構成員数：24名 オペレーター：12名
- 経営面積：41ha
- 作付面積（H30）：水稲24ha、大麦13ha、小麦28ha、大豆12ha、キャベツ3ha、ブロッコリー
- 中間管理事業の活用面積 39ha（活用率95%）

#### 【農地中間管理事業活用の経緯】

- 集落営農法人化研修会において、役員が中間管理事業の説明を受けたことが事業活用の契機となった。法人化の検討が本格化したところで、市と農業公社が中間管理事業の説明を行い、その後、事務手続き書類作成等を支援した。
- 平成27年3月に（農）アグリ三新が設立し、同年6月に中間管理事業による法人への利用権設定を行った。

#### 【農地中間管理事業を活用した法人の意見等】

- 賃借料の支払い手間がなくなり、また、賃借料の支払日、金額が通知されるので法人の事務が楽になった。追加で法人に権利設定する際に、契約期間（終期）を合わせられるので次の更新日が一斉にできる。
- 中間管理機構を通じた圃場は農地耕作条件改善事業の対象となり大区画化ができ、事業費の法人負担も少なく大助かりだった。



《担い手への農地の集積状況》（H30.3末）



（農）アグリ三新設立総会

【法人経営の効率化・安定化に向けた取組】

- ① 水稻の共同育苗をH27からスタートし省力化が図られた。
- ② 1法人への農地の集積により、作物毎や品種毎に作付の団地化が可能になり、効率的な農作業ができるようになった。
- ③ 法人化による大型機械の導入整備や全作業共同化、畦畔除去による圃場作業の効率化等により、オペレーター賃金のアップや女性、高齢者の働く場の創出が図られた。また、女性部を設立し年間を通した職場（社交場）が創出された。
- ④ 余剰の労働力等で高収益作物の導入拡大を進めた結果、所得が図られた。
  - ⇒ 加工用キャベツの作付拡大（加工業務用カット野菜として契約出荷）
  - ⇒ 地元酒蔵と契約栽培による酒造好適米の作付拡大（H30 山田錦（6ha）、さかの華（6ha））

【今後の法人の取組や将来目標】

- 農地の貸借は事務手続き等条件が緩和されれば機構を通したい。今後の新規契約についても機構を100%利用する。
- 米、麦、大豆を基幹作物としながら多角経営（野菜）の適正規模を模索しながら当面現状維持で進みたい。
- 法人の担い手が減少する中、臨時雇用を増やすことやスマート農業の導入も視野に入れていきたい。

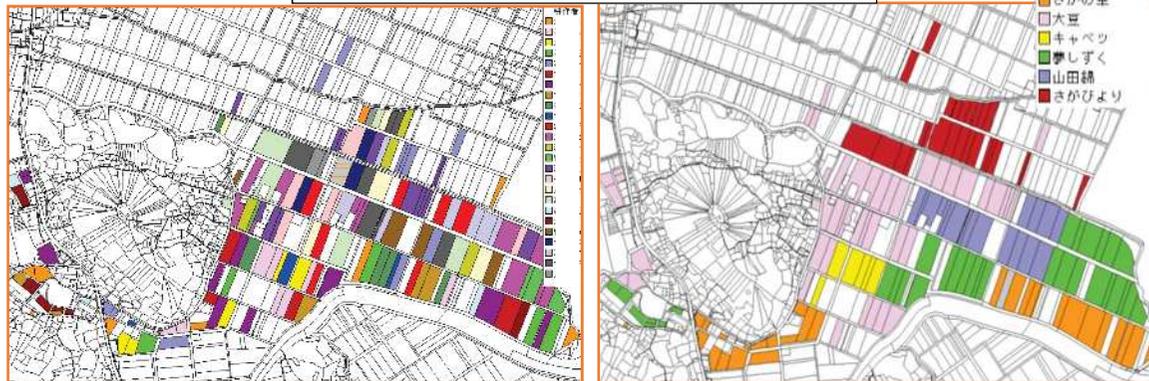


① 水稻共同育苗苗搬出作業



③ オペレーターの皆さん

② 作物毎や品種毎の作付の団地化状況



法人内の農地所有状況

H29 水田作付状況（夏）

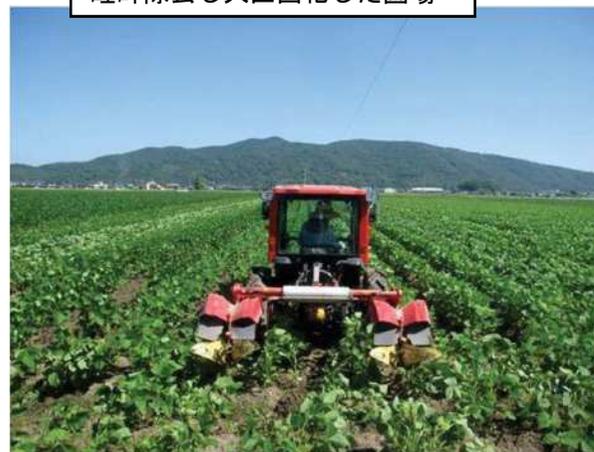


④ 女性部のキャベツ収穫

【畦畔除去による圃場の大区画化への取組（農地耕作条件改善事業の活用）】

- 中間管理事業実施後、圃場の区画拡大について、土地改良区と協議し農地耕作条件改善事業を活用して、畦畔を除去し2～3筆の農地を1枚の大区画農地への整備を行った。
- 区画拡大により、大型機械作業の効率化などが図られ、農作業時間が3割程度削減されるとともに、畦畔の草刈り作業が軽減された。
- 畦畔除去実施面積（H28～30）16.8ha

畦畔除去工事の実施計画



畦畔除去し大区画化した圃場



実施前 約30a/筆

畦畔除去後圃場間の高低差の均平作業



実施後（H28） 60～90a/筆



## 集落営農組織の法人化に伴う農地の集積・集約化の取組

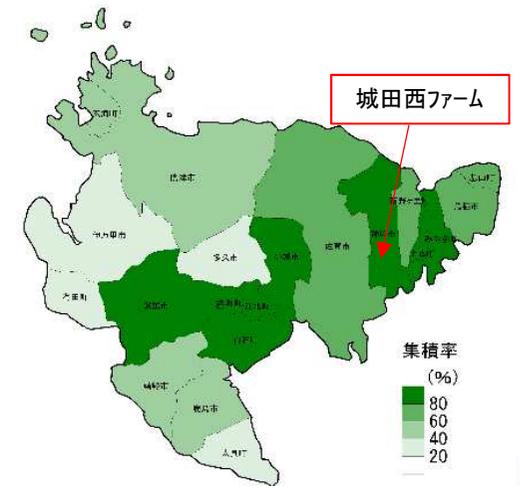
### 農事組合法人 城田西ファーム 〔神崎市千代田町 城田西地区〕

#### 【法人の概要】

- 城田西カントリーエレベーターを核として10集落営農組織が合併し、広域法人として平成28年6月1日に設立した。
- 法人の経営面積 290ha、構成員数 145人（平成30年12月末現在）
- 経営作物・面積 水稻188ha、大麦109ha、小麦167ha、大豆104ha
- 利用権設定面積 285ha  
うち中間管理事業の活用面積245ha、法人との相対契約面積40ha
- 県独自品種「天使の詩」を作付。JAと一体となってブランド化を図り、東京・大阪の米専門店と連携して販売し、良食味米として高い評価を受けている。
- 集落営農組織のまとまりを残した作業班により機械作業を行っている。

#### 【農地中間管理事業取組の経緯】

- 集落営農の法人化の進捗に応じて、平成28年3月頃から法人の役員が中心になり、神崎市・農業委員会、農業公社と連携し、集落単位に法人の利用権設定や機構活用のメリット等について説明会を開催した。



《担い手への農地の集積状況》（H30.3末）



樋口代表理事と県独自品種「天使の詩」のPR看板

### 【事業推進に当たって工夫した点】

- 利用権設定に当たっては、自作地並びに共有及び未相続農地のうち、同意が得やすい農地を優先して権利設定する農地の確定を行い、手続きを進めた。
- 集落単位に公民館等で集積計画、貸付希望申出書など関係書類を合同で一括調印を行うなど手続きや期間の短縮化を図った。
- 賃借料の設定については、役員会で協議し、圃場条件により3段階の賃借料を設定して円滑な推進を図った。

### 【機構活用の成果】

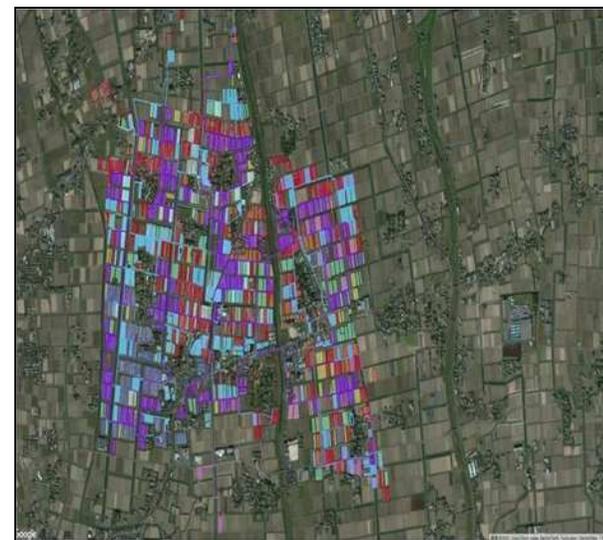
- 賃借料は法人が農業公社へ一括して支払うだけで、145名の法人構成員等への支払は農業公社が行うため、賃借料の支払い事務が大幅に軽減された。
- 農地中間管理事業を活用することで農地の集積・集約化が進展し、法人の経営面積の98%が利用権設定されている。

### 【今後の取組】

- 中間管理事業で利用権設定されていない農地についても機構事業により集積を進め、将来的には交換分合による一層の集約化を図る。
- 法人構成員の高齢化に伴い、担い手不足が見え始めており、今後圃場の更なる集約化や作業班体制の見直し、プール精算方式の導入による事務作業のコストの低減や新規作物の導入などによる収益性向上を図る。



法人役員と関係機関による法人の更なる発展に向けた検討会議



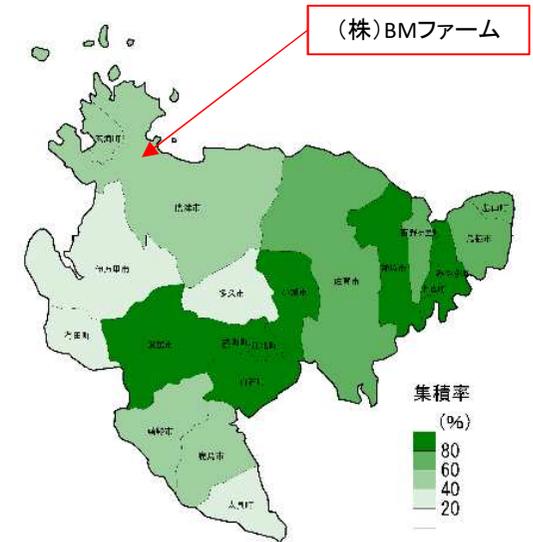
法人の水稻・大豆等の作付けと農地集積状況を表す色塗り図面

## 大規模農家（会社法人）による中山間地域の農業、農地を守る取組

## 株式会社 BMファーム 〔唐津市神田〕

## 【法人の概要】

- 法人名 株式会社 BMファーム 株式会社 代表取締役 青山定浩  
法人設立 平成27年4月10日
- 経営目標 平成31年3月に新しいライスセンター（年間処理量500ト）が竣工する。今後、米の販売チャンネルを拡げるため輸出拠点としての認証を受け、海外輸出に取り組んでいく。
- 経営概況 水稻 32ha 施設花卉 80a（トルコギキョウ、ストック）
- 従業員 役員1人、常時雇用8人（農大から毎年雇用、13人まで増計画）
- 借入農地面積 30ha うち中間管理事業の活用面積（H31.3） 15ha



《担い手への農地の集積状況》（H30.3末）

## 【農地中間管理事業の活用状況、メリット等】

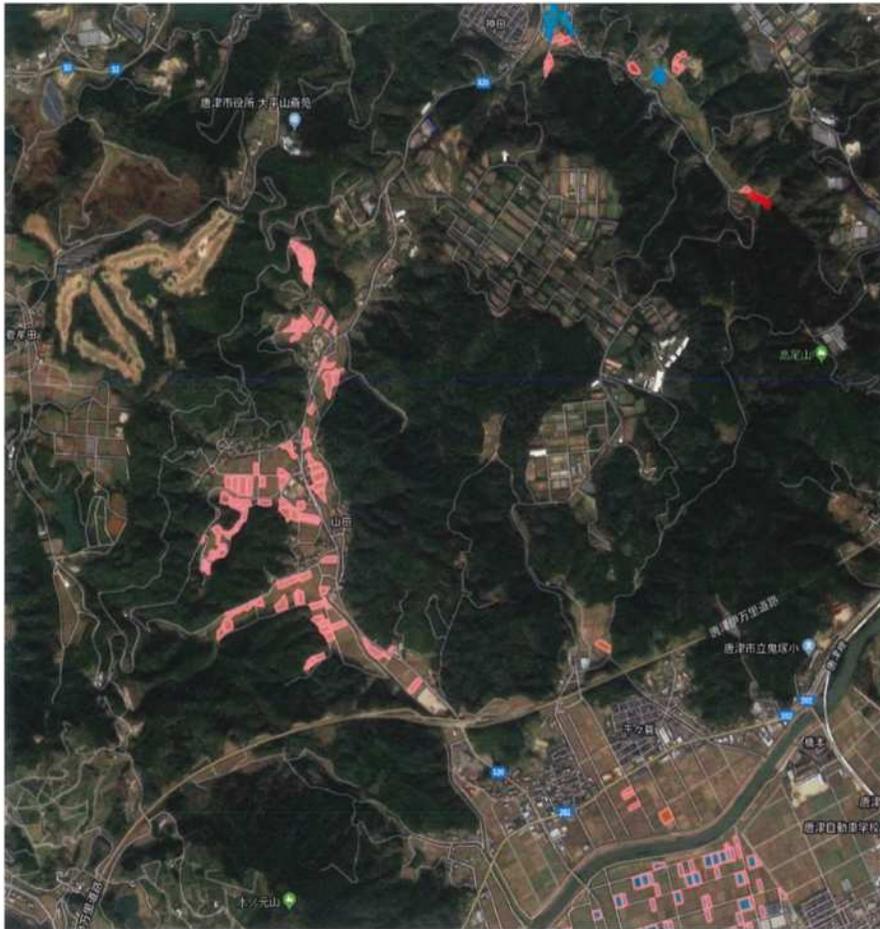
- 農業公社の事業推進もあり、円滑化事業からの切替を中心に、市、農業委員会、JAとも連携して中間管理事業を活用してきた。地域では高齢化が進みリタイアする農家も多く貸付希望は増加している。
- 市街化区域や未相続関係で中間管理事業を活用できない農地もある。
- 機構を活用することにより賃借料の受払手続きが簡略化されるメリットはあるが、物納が多いことや出し手の数が多く事前調整に大変な面もある。



株式会社BMファームのスタッフと農業倉庫や大型機械

# 農地中間管理事業を活用している農地の状況

中山間地域



平坦地域



(赤・青色の圃場)

➤ 耕作条件の改善に向けて

平坦地域  
中山間地域

分散した農地の交換分合による集約化  
畦畔除去による圃場の拡大等の耕作条件の改善

### 【今後の取組】

- 今後、中間管理事業により、分散した農地を集約化したうえで、補助事業を活用して圃場整備を実施できないかと考えている。  
また、作業効率の向上のため、できるところは畦畔をなくして圃場を拡げていきたい。
- 将来的には、雇用している人材の育成に努めながら、広域で営農を行う法人への発展も視野に検討していきたい。



株式会社 BMファーム

佐賀県唐津市神田1666  
TEL. 0955-74-5858

## 担い手農家3戸の法人化により地域の農地を守り担い手を確保する取組

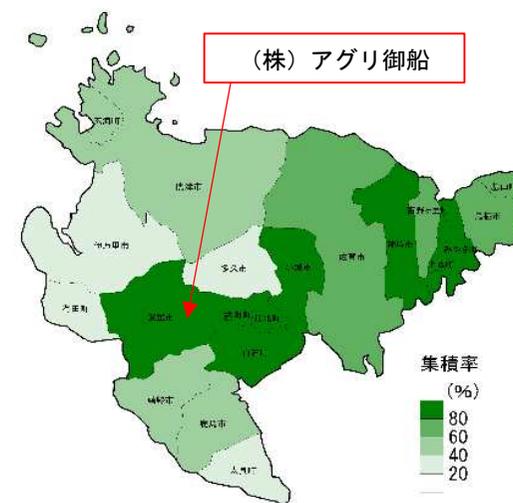
### 株式会社 アグリ御船 〔武雄市東川登町〕

#### 【法人の概要】

- 法人名 株式会社 アグリ御船（農地所有適格法人）  
平成30年5月7日 設立
- 役員及び代表者 取締役社長 光岡政範（認定農業者）  
取締役副社長 山北義見（前農業委員）  
代表取締役専務 豊田秀敏（Iターン就農）
- 経営理念 ①耕作放棄地の解消、②技術の革新、生産物の品質向上  
③地域経済の成長と後継者育成への寄与
- 経営概況、農地面積 31ha 常時雇用 1人  
(平成30年産) 水稲 14ha、麦 25ha、大豆 3ha、WCS 5ha、  
牧草 13ha、キャベツ 3ha、玉ねぎ 0.2ha
- 中間管理事業の活用面積 (H31.3) 21ha (出し手 50人超)

#### 【法人設立の経緯】

- 地域の担い手農家3戸が個別に経営を行っていたが、後継者不足や高齢化が進み耕作放棄地が増加する中、農作業の委託要請が増加してきた。
- こうした中、3戸の農家が協議を重ね、これからの地域農業の担い手を確保し農地を守っていくためには、小さくとも地域に根を下ろした会社を作った方が長く農業を続けることができると考え、「株式会社アグリ御船」を設立した。



《担い手への農地の集積状況》(H30.3末)



(株)アグリ御船の役員

#### 【農地中間管理事業を活用したメリットや意見等】

- 賃借料は法人が農業公社へ一括して支払うだけで、出し手農家への支払は農業公社が行うため、賃借料の支払い事務が大幅に削減された。
- 農業委員会の相對契約からの載せ替えを中心に機構事業を活用してきたが、今後も中間管理事業を活用して規模拡大を図っていきたいので農地の情報を出してほしい。
- 国県等の補助事業等（暗渠排水等）の情報を早く入手し活用したい。
- 農地の交換分合の考えはあるが実際には難しい。

#### 【地域との調整、協調】

- 地域内には集落営農組織があり法人の農地が混在しているところもあるが、周囲と調整しながら作付けを行っている。
- 区役員、農業委員、消防団活動や地域の営農活動にも積極的に参画している。

#### 【法人化のメリット】

- 法人格として販売面を含めた対外的な評価が高まり、株式会社化により経営方針の決定もスムーズに進んでいる。
- 会社組織としての会社の運営、経営管理に取り組むことができる。



契約栽培キャベツの圃場



武雄市東川登地区の農地の状況

### 【今後の取組】

- 5年以内に川登地区で経営規模50haを目指していきたい。
- 地元畜産農家との耕畜連携を更に強化するため、現在、堆肥舎を建設中であり、今後、WCS, 牧草の生産拡大に伴い飼料作物の収集、梱包機械の導入を計画しており、所得の拡大を目指していく。
- 露地野菜の契約出荷栽培（キャベツ、玉ねぎ）を拡大し所得の安定を目指していく。



堆肥舎（H31.3竣工）

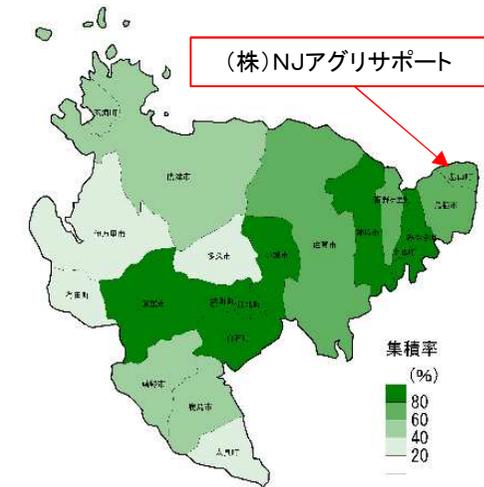
## 基山町と連携した企業参入による農業振興の取組 (株)NJアグリサポート [基山町 長野地区]

### 【法人の概要】

- 法人名 株式会社 NJアグリサポート 代表取締役社長 佐藤 良一  
 (西日本鉄道(株)とJA全農の共同出資により平成27年3月設立)
- 農業参入の目的 基山町との進出協定に基づき就農者の増加や地域活性化への貢献を図る。
- 事業内容 環境制御型ハウスによるトマト栽培(ハウス面積 2,028㎡)  
 ICT(情報通信技術)を活用した最先端の環境制御ハウス(高糖度系大玉トマト栽培)による高収益モデルの確立を図る。  
 (H28 さが園芸農業者育成対策事業の活用)
- 従業員 役員 3人 常時雇用 10人
- 農場面積 5,334㎡ (農地中間管理事業を活用し利用権設定)

### 【農地中間管理事業の活用】

- 農業参入に不可欠な農地確保のため、基山町とNJアグリサポートが連携しながら地元との調整を進め農地中間管理事業の活用による2名の農地所有者との利用権設定に繋がった。



《担い手への農地の集積状況》(H30.3末)



トマトハウス内部(少量培地養液栽培)

### 【基山町との連携した取組】

- 糖度7度以上のトマトを、地元基山中学校の生徒が考案した「きやまトマッペ」のブランド名で販売されている。
- 食育の取り組みとして、学校給食へのトマトの供給などが行われている。

### 【今後の取組】

- 今後、研修生を受け入れ就農者を育成する取組を進めるなど一層の地域活性化への貢献を目指していきたい。



ブランド「きやまトマッペ」のロゴ



トマトハウス全景（環境制御型ハウス 2,028m）



トマト農園のスタッフ

## 【参考資料】

### 農地中間管理事業の実績について

#### (1) 平成30年度農地中間管理事業の実績について(総括)

○農地中間管理事業により平成30年4月から平成31年3月に借り入れた面積は714ha、同期間で貸し付けた面積は744ha(利用権の始期ベース)となっており、農地の借受面積は、計画対比143%、貸付面積は計画対比149%となっている。

区 分	借 受		貸 付		管 理	
	件数(出し手) 件	面積 ha	件数(受け手) 件	面積 ha	件数 件	面積 ha
平成30年度 計画	610	500	110	500	11	10
平成30年度 実績	874	714	164	744	1	0.2
進捗率 (%)	143%	143%	149%	149%	-	-

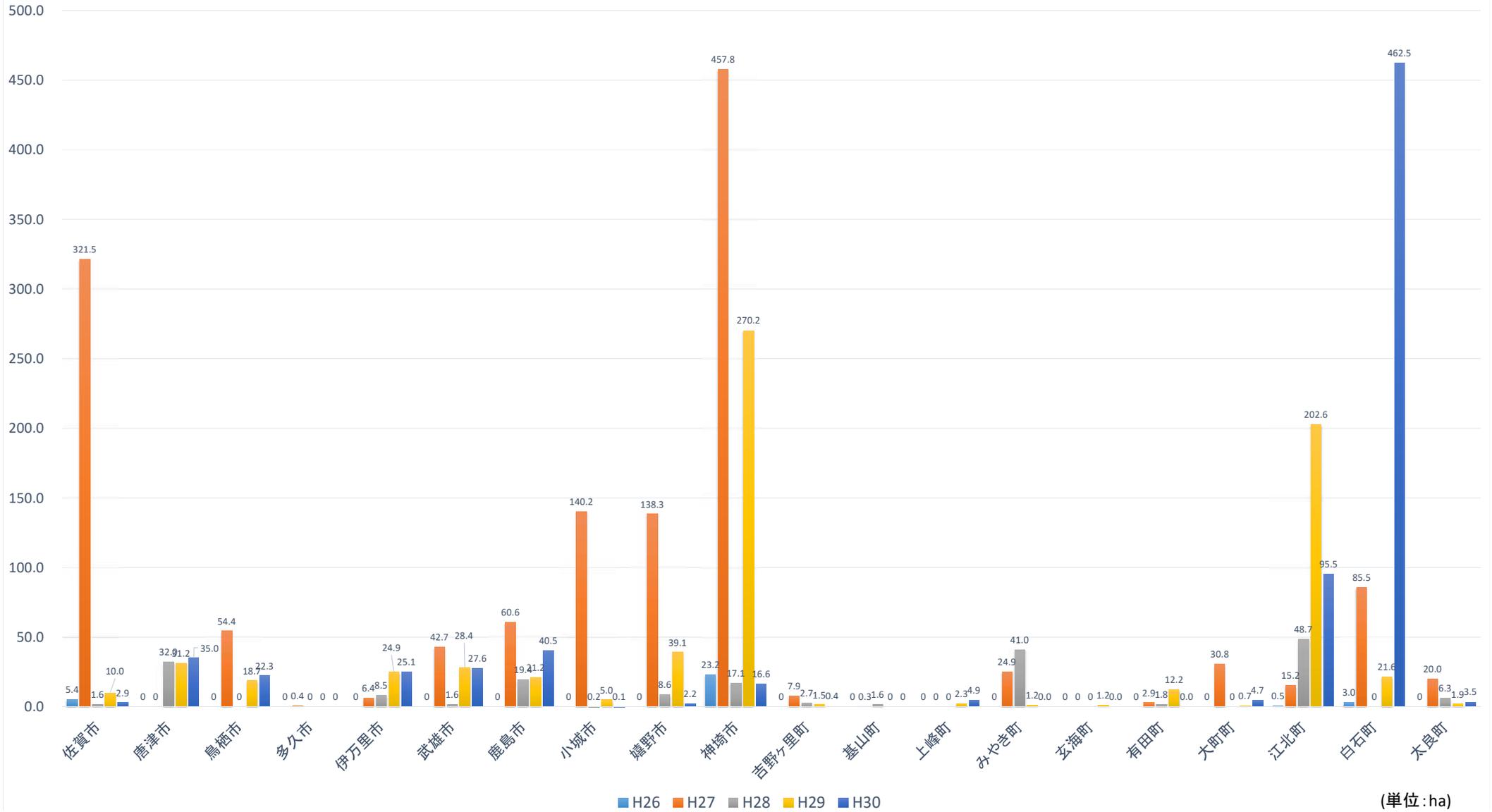
※借受、貸付の件数は概数。管理は、貸し付けた農地が返還され次の受け手が見つからないため公社で管理している農地。

#### (2) 平成26年度～平成30年度農地中間管理事業の累計実績(始期ベース)について

区 分	借 受			貸 付			貸付面積の内 新規集積面積 ha
	件 数 経営体	筆数 筆	対象面積 ha	件 数 経営体	筆数 筆数	対象面積 ha	
H26年度	31	126	32	11	126	32	5
H27年度	1,703	6,197	1,407	192	6,208	1,410	33
H28年度	352	1,318	191	66	1,320	191	33
H29年度	872	3,212	677	150	3,289	694	25
H30年度	874	3,468	714	164	3,585	744	13
累 計	3,832	14,321	3,021	583	14,528	3,071	109

※合計の数値はラウンドの関係で一致しない場合がある。借受、貸付の件数は概数。  
 ※解約分は加味していない。貸付実績には受け手が変更になり再度貸し付けた農地が含まれる。  
 ※面積は、ラウンド値によって一致していない場合がある。

### (3) 農地中間管理事業に係る市町別貸付実績



(単位: ha)

# 農地の貸借の流れ

**佐賀県農業公社**  
 【通称】農地バンク：農地中間管理機構

① 農地を公社に貸し付ける。

② 公社が賃料を個別に支払う

① 公社に農地の借受の希望を出す。

② 農地を公社から借り受ける

③ 公社に賃料を一括支払い

## 事務的な流れ

出し手

貸付希望申出書の提出  
 受付 (市町)  
 借入候補農地としてリスト化 (市町)

借受希望申出書の提出  
 受付 (市町・公社)  
 借受希望者の公表 (公社ホームページに掲載)

貸借調整会議等

連携

事業審査会(公社)

農業委員会の総会 (農用地利用集積計画)

貸し付けの決定 農用地利用集積計画の公告 (市町長の認可)

2週間の公告縦覧後

中間管理権の取得

事業審査会(公社)

県へ配分計画の認可申請

借り入れの決定 農用地利用配分計画の認可公告 (県知事の認可)

農地中間管理事業の推進に関する法律

農業経営基盤強化促進法

## 農地中間管理事業の主なメリット

### 農地を貸したい人(出し手)

- 借受する農地は、機構が直接お借りし、賃料は機構が支払うこととなりますので安心です(確実に賃料が支払われる)。
- 自分で貸付相手を探す必要はありません。
- 貸借した農地は期間満了で確実に戻ります(希望すれば継続も可能、次の借り手を機構が探す)。
- 公的機関なのでマイナンバーの管理は安全です。
- 所有する全農地(10a未満の自作地を除く)を新たに、一括して機構に10年以上貸し付けた場合、**固定資産税の軽減(1/2に軽減)が一定期間、受けられます。**
  - ①15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間。
  - ②10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間。



### 農地を借りたい人(受け手)

- 賃料は、複数の地主がいる場合でも一括して機構へ支払えばよく、**手間を大幅に省くことができます(機構に払うだけで、それぞれの地主への支払は機構が行い、地主への振込手数料は機構が負担)。**
- 農地の貸し付けは、受け手の規模拡大の希望に配慮しつつ、団地化などを考慮しますのでより**効率的な規模拡大**が図れます。
- 地域の話し合いにより、交換・再設定を進めて、団地化を図り、より**効率的な農業経営の実現**を目指すことができます。
- 国等の事業では農地中間管理事業の活用を要件とするものや採択を優遇するものが増えてきています。
- 地主のマイナンバーは機構が管理します。

#### 【農地中間管理事業の留意点】

農業委員会における従来の利用権設定に比べて、手続きに時間を要するため、早めの相談をお願いします。



公益社団法人 佐賀県農業公社  
(農地中間管理機構)

住所 : 佐賀市八町畷町8-1 佐賀総合庁舎4階  
TEL: 0952-20-1590  
FAX: 0952-20-1605